

地域リハビリテーション活動 支援事業 専門職等派遣事業

保健福祉部高齢福祉課
主任（理学療法士）

介護予防担当
真壁悦子

地域で元気にすごすため

専門職がお手伝い!

地域リハビリテーション活動支援事業

函館市は、介護予防の強化に向け、「介護予防活動に主体的に取り組む町会や地域団体」「市内の介護保険事業所」に、**理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のリハビリ専門職**や、**管理栄養士・栄養士、歯科衛生士**を派遣します。



① 介護予防活動への支援

<対象>

- ・町会や老人クラブ、在宅福祉委員会などの地域団体
- ・趣味活動や体操を実践している住民グループやサークル

<内容>

- ・講話と実技(運動)紹介, 実践(中面の提供メニューをご覧ください。)



② 介護職員への支援

<対象>

- ・介護保険事業所

<内容>

- ・利用者の「自立支援」の視点をもった身体介護の技術指導等



③ ケアマネジメント支援

<対象>

- ・居宅介護支援事業所等

<内容>

- ・「自立支援」の観点から「住宅改修」や「福祉用具の選定」の際に、専門職の目での「評価・助言」を行います。
- ・サービス担当者会議や地域ケア会議で、自立にむけての「助言等」を行います。

○派遣回数・・1団体最大5回, 1職種2回迄

○派遣時間・・1回の派遣時間 2時間以内

○申込方法

- ・「**派遣希望日の1か月前**」までに、**専門職等派遣申出書(別記様式)**を**市役所高齢福祉課まで持参または郵送**にて提出してください。



○利用料金 ・・**無料**です。

(会場費などは団体側の負担です。)

※提出期限に間に合わない場合は、下記まで

お問合せください。

※各団体は、感染症拡大防止に十分にご配慮願います。

本事業についてのお問合せ・函館市地域リハビリテーション専門職等派遣申出書の提出先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市保健福祉部高齢福祉課 介護予防担当 電話 21-3082 (真壁)

※ コピーまたは、切り取ってお使いください。
(別記第1号様式)

函館市地域リハビリテーション専門職等派遣申出書

年 月 日

函館市長様

申出者 団体名
(介護事業所名)

代表者名

〒

住 所 町 丁目 番 号

連絡先(電話/FAX)

下記のとおり、リハビリテーション専門職等の派遣をお願いします。

記

派遣希望日時	第1希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	第2希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	第3希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
会場 (実施場所)	(施設等名)		参集 予定人数
	(住 所) 函館市 町 丁目 番 号		
派遣を希望する リハビリ専門職等	<input type="checkbox"/> 理学療法士 <input type="checkbox"/> 作業療法士 <input type="checkbox"/> 言語聴覚士 <input type="checkbox"/> 管理栄養士, 栄養士 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士		
希望内容等 (専門職等に指導・助言を希望する内容や講座のテーマ等)	※1回の講座で、講話と運動指導が中心となります。特に「こんな運動がしたい」「こんな話が聴きたい」といったことをご記入ください。 希望テーマ: メニュー番号の記載も可(中面参照)		
団体活動内容	※普段、どのような活動をしている団体かご記入ください。		

本日の配布資料
と同じです

★★ 各専門職の役割紹介と提供メニュー

理学療法士

～理学療法士は「日常生活動作」に関わる専門家です～



理学療法士が関わる第一の目的は、「運動機能の回復」であり、これはふだんの生活の中で行う「日常生活動作」をより自分の力でできるようにし、「生活の質」を向上させるための「はじめの一歩」です。
病気やけが、高齢など、何らかの原因で「起きる・座る・立つ・歩く」といった動作が不自由になると、「ひとりでトイレに行けなくなる」「着替えができなくなる」「外出ができなくなる」などの不便が生じます。
誰しもこれらの動作をひとの手を借りずに行いたいと思うことは、自然なことであり、日常生活動作の改善は生活の質を向上させるための大切な要素になります。

理学療法士は、病気・障がいがあっても住み慣れたまちで、自分らしく暮らしたいという一人ひとりの思いを大切にします。

<提供メニュー>

- A-① 転ばぬ先のからたづくり (自宅のできる体操指導)
- A-② 肩こり・腰痛・膝痛予防 (日常気をつけること、運動指導)
- A-③ 理学療法士と極める！ラジオ体操
- A-④ その他 ・楽しく出来る体操 ・日常生活の中で出来る運動
・元気な体を維持するために必要なことは 等々



作業療法士

～作業療法士は「生活行為」の専門家です～

生活行為(作業)とは、日常的に行っている活動(食事や着替え、入浴など)や仕事、遊びなどが生きていくうえで営むすべての行為のことです。

生活行為(作業)には個性があり、大切にしている行為や活動は人それぞれ違います。
作業療法士は「人は作業を通して健康や幸福になる」という基本理念と学術的根拠に基づいて、病気やけがで、生活行為(作業)が困難になってしまった方、または、それが予想される方々が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送れるように支援します。

<提供メニュー>

- B-① 生き活きとした生活を送るために 一介護予防と生活行為
- B-② 実質します！生活を助ける自助具と福祉用具
- B-③ 予防に必要なことを知しましょう 一今からできる認知症予防



言語聴覚士

～言語聴覚士は、食べることで、コミュニケーションに関わる専門家です～

「飲み込みの障がい」や「言語障がい」(例：失語症、構音障がい→発音がうまくできない)、「聴覚障がい」、「ことばの発達遅れ」、「声や発音の障がい」など、脳卒中後や加齢による変化、子どもの成長発達にみられる、心配ごとや困りごとは多岐にわたります。

言語聴覚士は、そのような食べることや、コミュニケーションの障がいに対応し、自分らしい生活ができるように支援します。

<提供メニュー>

- C-① 飲み込みと滑舌をアップさせましょう
- C-② 難聴と認知症のことを理解しましょう
- C-③ 誤嚥性肺炎を予防しましょう



嚥下障がい
上手にかめない
うまく飲み込めない

言語障がい
うまく話せない
話が理解できない
文字が読めない

聴覚障がい
身の周りの音や
話し言葉が聞こえにくい

管理栄養士・栄養士

～管理栄養士・栄養士は「栄養と食の専門家」です～

管理栄養士は、病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方から、健康な方まで、一人ひとりにあわせて専門的な知識と技術をもって、栄養指導や給食管理、栄養管理を行います。

栄養士は、主に健康な方を対象にして栄養指導や給食の運営を行います。
乳幼児期から高齢期までのあらゆるライフステージで、個人や集団に食事・栄養についてのアドバイスや、献立を作成して食事を提供したり、栄養状態の管理を行うなど、みなさんの健康をサポートします。

<提供メニュー>

- D-① 介護食(嚥下食など)
- D-② 認知症予防の食事
- D-③ 低栄養予防の食事
- D-④ 生活習慣病予防の食事
- D-⑤ 簡単な料理教室
- D-⑥ その他 食事と栄養のお話



歯科衛生士

～歯科衛生士は、口腔機能低下症(オーラルフレイル)を予防する専門家です～

お茶や汁物でムセたら、それはオーラルフレイルのサインです！
些細なトラブルに早く気付くことが大切です。お口のトラブルは、誤嚥性肺炎、脳梗塞、糖尿病、低栄養など、全身に影響します。

健康づくりのためには、お口の2大疾患であるむし歯と歯周病の予防、「食べる」「話す」「笑う」などお口の機能を維持、向上することが大切です。

歯科衛生士は、美味しく安全に食べるためのお口の運動、お口の清潔を保つための歯みがき(口腔ケア)や、イキイキ笑顔のためのお顔の体操など、住み慣れた地域で生活を続けるため、お口から健康と笑顔のある生活をサポートします。

<提供メニュー>

- E-① 口腔機能低下症(オーラルフレイル)のチェック、予防と対策について
- E-② お口と全身の関係～認知症・肺炎・糖尿病など～
- E-③ むし歯や歯周病予防について
- E-④ 唾液の大切さ ～お口かわいていませんか～
- E-⑤ 毎日続けられる口腔体操の紹介
- E-⑥ しっかり噛める歯(入れ歯も含む)なのかをチェックします



<利用を検討している皆さまへ>

- *1 団体：年度内 最大5回利用可能
- *2 団体で、活動日程(スケジュール)が決まったら、専門職の派遣を検討してみませんか？

- 1) 幅広く、いろいろな話を聞きたい！→全職種1回ずつ利用
- 2) 日頃の運動の成果を知りたい！運動を継続するはずみにしたい！→体力測定をやりたい！
・年度初めと年度末：同じ職種(理学療法士や作業療法士)を2回+他職種3回
- 3) 「函館市地域リハビリテーション専門職等派遣申出書」(裏面参照)：1職種の依頼につき「1枚」提出。
派遣希望日時は、複数(第3希望まで可能)記載していただく調整しやすい場合があります。



本日の配布資料と同じです

各職種の派遣人数・団体内訳

実施年度 内訳		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31/令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度見込) ※R7.3.4現在
団体利用回数		1団体年1回 職種変わればOK	1団体1職種 年度1回 (年4回迄)	1団体4回迄 1職種2回迄			1団体5回迄 1職種2回迄	
派遣実績		28人	57人	24人	23人	64人	96人	98人
職種内訳	理学療法士	19人	19人	11人	9人	17人	25人	28人
	作業療法士	6人	13人	3人	5人	18人	17人	18人
	言語聴覚士	3人	12人	5人	3人	10人	10人	13人
	管理栄養士	—	13人	5人	6人	19人	27人	24人
	歯科衛生士	—	—	—	—	—	17人	15人
依頼団体/件数		26団体/28件	30団体/57件	15団体/24件	12団体/21件	17団体/52件	29団体/78件	26団体/80件
団体内訳	町会等	2団体	3団体	4団体	1団体	3団体	2団体	1団体
	老人クラブ	8団体	4団体				2団体	4団体
	自主活動グループ	15団体	22団体	11団体	10団体	12団体	23団体	19団体
	介護保険事業所等	1団体	1団体		1団体 (地域包括支援センター)	2団体 (地域包括支援センター/居宅)	1団体 (地域包括支援センター)	2団体 (地域包括支援センター/居宅)
	その他	特定施設介護付有料老人ホーム ：理学療法士	介護保険事業所 (訪問介護) ：作業療法士 管理栄養士				1団体	
※コロナ等による中止				9件	4件	2件	—	—